

茨城県地域福祉支援計画[第5期](案)の概要

計画の策定趣旨・位置付け

- ・県や市町村、地域住民や福祉団体等が連携して、本県の地域福祉を推進するための基本的な指針。
(社会福祉法第108条に基づく法定計画)
- ・県総合計画の部門別計画としての性格を有し、福祉の分野別計画との連携を図りつつ共通する事項等について定めるもの。

計画のポイント

- ・第4期計画の基本方向を継承しつつ、法制度の改正や地域社会を取り巻く環境の複雑化、複合化や福祉人材等働き手の不足などの社会情勢の変化を踏まえ、「地域共生社会」の実現をより一層推進する観点から、施策の更新や追加など必要な見直しを実施。
- ・計画を実効性のあるものとするため、30項目の数値目標等を設定し、PDCAサイクルにより、定期的に点検・評価を行うことについて規定。

計画期間

・2026年度から
2029年度まで
(4年間)

<基本目標> 「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」

基本目標を実現するための3つのチャレンジとその方向性

「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ

1 支え合いの推進・強化

- (1) 支え合いの推進・強化
こども誰でも通園制度の推進 保育施設の安全・安心な環境整備 里親等委託の推進 再犯防止の推進 など
- (2) 地域での多様な主体との連携体制づくり
地域コミュニティ活動の活性化促進 など

2 新たな課題等への対応

- (1) 生活困窮者自立支援対策の強化
生活困窮者の自立に向けた包括的支援体制強化 など
- (2) 子どもの貧困等への対応
学習・生活支援の充実 ひとり親家庭等の自立支援 など
- (3) ひきこもり等への対応
ひきこもり者に対する支援体制の充実 など
- (4) ケアラー・ヤングケアラー支援の推進
ヤングケアラー認知度向上等の推進 など
- (5) 困難な問題を抱える女性への対応
困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制の構築 など
- (6) 孤独・孤立への対応
民間団体等と連携した孤独・孤立対策の体制整備 など

3 地域福祉を支える意識づくり

- (1) 地域福祉の意識醸成
ボランティア意識の醸成 など
- (2) 福祉教育の推進
福祉教育の充実 人権啓発・教育の推進等 など

4 災害に備える福祉の取り組み

- (1) 要配慮者への支援体制等の強化
避難行動要支援者対策の推進 など
- (2) 災害ボランティア活動の促進
行政等及び災害ボランティア相互の連携強化 など

支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ

1 支え合いの担い手づくり

- (1) 地域福祉を担う「人財」づくり
ボランティア活動に参加しやすい環境づくり
地域に生きるヤングボランティアの推進
認知症介護アドバイザー・認知症サポートー養成
自立相談支援機関の相談支援員等の養成 など
- (2) 地域福祉を担う福祉関係団体への支援
県社会福祉協議会への支援
民生委員児童委員協議会への支援
ボランティア団体の育成
- (3) 高齢者の地域貢献活動の推進
シルバーリハビリ体操指導士の養成・活用
多様な地域活動の充実・強化
生活支援体制の整備支援

2 福祉人材の確保

- (1) 福祉人材の養成と就業促進
多様な人材の参入促進
求職者と事業所のマッチング支援
福祉の仕事の理解促進
外国人材の受け入れ促進
保育人材の参入促進
介護福祉士・看護師・保育士等修学資金の貸与 など
- (2) 福祉人材の資質向上と定着支援
介護職員待遇改善加算制度の活用促進
介護テクノロジーの導入促進
介護支援専門員養成研修 など

福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ

1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備

- (1) 専門的な相談体制等の整備
障害者なんでも相談室の運営 障害者に対する差別の防止
児童虐待防止対策の推進 DV対策の推進
ひきこもり相談支援センターによる支援
基幹相談支援センターの整備 など
- (2) サービスの総合的な提供
地域子育て支援拠点の整備促進 障害者職業訓練の推進
職場適応訓練の推進 障害者の就業機会の拡大 など
- (3) 市町村における包括的な支援を行う体制づくり
市町村における包括的な支援体制の構築に向けた支援
包括的な支援体制を支える地域福祉の担い手との協働
- (4) 情報提供と情報交換
福祉情報の提供と情報交換の促進 字幕入りビデオの作成 など

2 安心してサービスを利用できるしくみづくり

- (1) 福祉サービスの評価・点検
福祉サービス第三者評価の受診促進
社会福祉法人・施設の実地検査 など
- (2) 苦情解決のしくみの整備と周知
福祉サービス苦情解決体制整備 医療安全相談センター設置
- (3) 要援護者への利用援助
成年後見制度の活用促進 成年後見制度と日常生活自立

3 ひとにやさしいまちづくり

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
都市公園におけるユニバーサルデザインの推進 など
- (2) 外出等の支援
福祉有償運送サービスの促進 合理的配慮の提供の促進 など